

第2章 計画の位置づけと基本的な考え

1 対象地域

本計画は、さいたま市全域（217.43km²）を対象地域とします。

本市には、西から荒川、鴨川、芝川、綾瀬川、元荒川等の一級河川の他にも多くの中小河川が流れ、大規模な農業用水路として見沼代用水もあります。これらの河川や水路等の水辺、それらを取りまく農地等は、生きものの生息の場として、市民の憩いの空間として、公園の池や沼とともに親しまれています。また、荒川は水道用水の水源として、元荒川等のいくつかの河川は農業用水の水源として活用されています。



図 6 市内の主要な河川と水辺の分布

2 対象範囲

本計画は、水循環基本法の趣旨を踏まえた「健全な水循環の確保」、市民の良好な生活環境の確保としての「水環境の保全と創造」、水と緑が生物の生息に係る基盤的な環境であることを踏まえた「生物多様性の保全」を柱とした計画とします。

そのため、計画の対象範囲は、人や生物の生活や生息の基礎となる「基盤環境」、人や生物の生活や生息の場となる「環境」、本市の環境を前提として行われる「文化・社会活動」とします。

■計画の対象範囲

区分	内容
基盤環境	水循環（表流水、地下水）、地形・地質
環境	水質、生態系（動物、植物）、植生
文化・社会活動	生活・事業活動（土地開発、排水等）、なりわい（農業、漁業）、人と自然とのふれあい活動、防災（水害）、教育・学習

3 計画の期間

本計画の期間は、環境基本計画と同様とし、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。なお、本市を取り巻く環境の状況や国内外の動向を踏まえ、中間見直しを実施します。



4 計画の位置づけ

本計画は、「さいたま市環境基本計画」に記載された内容のうち、水環境及び生物多様性に係る施策を別冊として再編し、互いに密接な関係にある生物多様性の保全と健全な水循環の確保及び良好な水環境の保全に係る取組を一体的に推進するものです。

本市では、公共用水域への負荷の低減に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成18(2006)年3月に「さいたま市水環境プラン」を策定し、平成29(2017)年3月には水循環基本法の基本理念を踏まえ、本市における健全な水循環の確保と良好な水環境の保全を図る計画として「さいたま市水環境プラン(第2次改訂版)」を策定しました。このプランは、国が令和2(2020)年6月に策定した「水循環基本計画」において「流域水循環計画」の1つとして位置付けられています。

本計画は、このプランを継承する計画であると同時に、生物多様性基本法の基本理念を踏まえ、地域の生物多様性の保全と持続可能な生物の利用に係る取組を推進するもので、同法第13条に規定する生物多様性地域戦略に相当するものです。

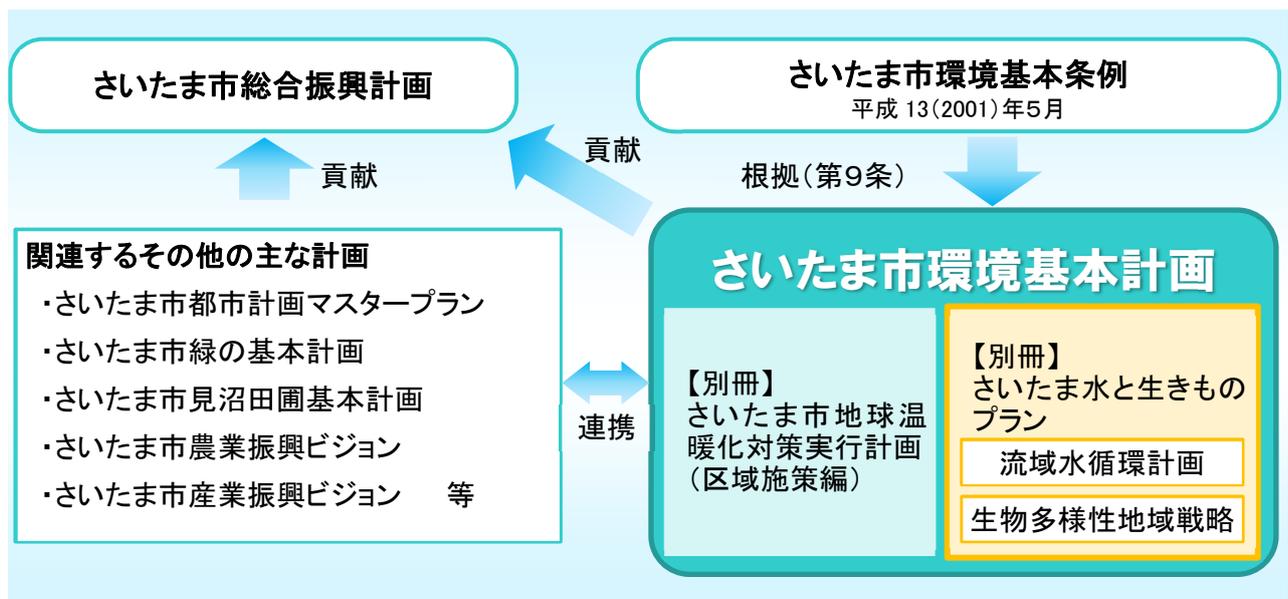


図7 さいたま市環境基本計画の位置付け